

運営協議会関係法規等

○ 保健所運営協議会条例（昭和29年岡山県条例第12号）

改正 平成6年9月30日 条例第32号

平成9年3月25日 条例第12号

保健所法施行令(昭和23年政令第77号)第6条第3項の規定に基づき、この条例を制定する。

(設置)

第1条 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条の規定により、保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(名称)

第2条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他相当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員としての適格性を欠くに至つたと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成9年条例第12号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

○ 美作保健所運営協議会会則

(設置)

第1条 本協議会は、美作保健所運営協議会と称し、事務所を美作保健所におき、協議会の庶務は保健所職員が処理する。

(運営)

第2条 本協議会の運営は、保健所運営協議会条例に定めるもののほかはこの会則の定めるところによる。

(会議)

第3条 本協議会の会議は定例会と臨時会の二つとする。

2 定例会は、年1回開き、当該年度の事業計画及び事業遂行に必要な案件を審議し、諮問に答申する。

3 臨時会は、知事又は保健所長の要請に基づき、もしくは会長が必要と認めたときその案件を審議するため必要の都度開く。

(専門部会)

第4条 本協議会は、必要により専門部を設けることが出来る。

2 部会の構成及び運営は協議会が決定する。

第5条 部会に部会員の互選による部長を置く。

2 部会は、協議会に委嘱された事項を審議する。

3 部長は、部会を主催し、部会の議事を協議会長に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 すべて会議は、その要領並びに決定事項を議事録にとどめ、諮問事項については文書又は口頭で審議の結果を知事又は保健所長に答申するものとする。

(その他)

第7条 この会則の制定・改廃は、協議会で決定する。

附 則

1 この会則は、昭和37年3月29日から施行する。

2 平成7年2月16日改正 津山環境保健所運営協議会を津山保健所運営協議会に、名称変更等

3 平成10年2月12日改正 県条例改正に伴う一部改正（第2条「地域保健法、同施行令並びに」を削除）

4 平成15年8月7日改正 会則第3条2項の一部改正

5 平成22年2月18日改正 津山保健所運営協議会を美作保健所運営協議会に、名称変更及び会則第1条の一部改正

○ 地域保健法（昭和22年法律第101号 抜粋）

第11条 第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に運営協議会を置くことができる。